

香川県広域水道企業団職員の定年等に関する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団規則第3号

香川県広域水道企業団職員の定年等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務延長等に係る職員の同意)

第2条 企業長は、条例第4条第3項又は第4項の規定により職員の同意を得ようとするときは、書面によらなければならない。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第3条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第4条 企業長は、条例第10条の規定により職員の同意を得ようとするときは、書面によらなければならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第5条 企業長は、定年前再任用（条例第13条の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者（以下「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用をされた場合の給与
- (4) 定年前再任用をされた場合の1週間あたりの勤務時間

(5) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める事項

2 企業長は、前項の規定により職員の同意を得ようとするときは、書面によらなければならない。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第6条 条例第13条の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は企業長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

2 企業長は、暫定再任用（条例附則第4項又は第8項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容

(2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日

(3) 暫定再任用をされた場合の給与

(4) 暫定再任用をされた場合の1週間あたりの勤務時間

(5) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める事項

(暫定再任用の選考に用いる情報)

3 条例附則第4項又は第8項の規則で定める情報については、第6条の規定を準用する。

(条例附則第13項の規則で定める短時間勤務の職)

4 条例附則第13項の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢（条例附則第8項に規定する定年相当年齢をいう。以下同じ。）が

基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職（地方公務員法（昭和25年法律261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）とする。

（1） 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

（2） 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

（条例附則第13項の規則で定める者）

5 条例附則第13項の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

（条例附則第13項の規則で定める定年前提再任用短時間勤務職員）

6 条例附則第13項の規則で定める定年前提再任用短時間勤務職員は、附則第4項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前提再任用短時間勤務職員（条例第13条の規定により採用された職員をいう。）とする。